

第12回通常総会議案書

と き 令和6年6月14日（金）

ところ 「勝田屋記念会館」



公益社団法人 大田原法人会

《第12回通常総会次第》

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 挨 拶
3. 議 長 選 出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事

報告事項

1. 令和6年度事業計画並びに令和6年度収支予算報告の件
2. 令和7年度税制改正提言にかかるアンケート調査結果

決議事項

第1号議案

令和5年度事業報告並びに令和5年度収支決算報告承認の件

6. 表彰・感謝状贈呈式
 1. 大田原法人会長感謝状・表彰状
7. 来 賓 祝 辞
8. 閉 会 の 辞

令和6年度事業計画及び事業予算の件

令和6年度事業計画

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

活 動 方 針

1. 基 本 方 針

当法人会は公益社団法人として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行うなど健全な納税者の団体として積極的に活動していく。更に適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行にも寄与して行く。また、地域企業並びに地域社会の健全な発展に貢献するとともに、会員の福利厚生及び会員相互の交流に資するための事業の充実を図る。

2. 主 な 事 業 計 画

1. 公益目的事業

(1) 税に関する事業

- ①税知識の普及啓発事業として、消費税・法人税申告説明会を実施するとともに、改正税制についても早期に研修会等を開催し周知を図る。
- ②租税教育の支援・実施により納税意識の高揚を図るとともに、地域イベント等においても積極的に税の広報に努め、有益な資料を提供する等により会員及び一般に対する適切な広報を実施する。また、「税を考える週間」協賛事業実施や添付書類も含めた「e-Tax」の普及定着・消費税の期限内完納推進に努める。
- ③適正公正な税制と租税負担の合理化を図るため、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、国や関係諸機関等への提言・要望活動を積極的に展開する。
- ④ホームページ並びに広報紙「なすのはら」等による税情報の発信

(2) 経営支援活動

- ①会員企業経営者及びその従業員の資質の向上を目的として、各種研修会、講演会を開催する。
非会員や一般市民等にも対象を広げ公益性を高める。
- ②実務セミナー（経営・人事・労務・財務・人材育成等）の開催
- ③インターネットセミナーの提供
- ④ホームページ並びに広報紙等による経営情報の提供

(3) 地域社会貢献活動

- ①地域社会の健全な発展に資するために、地域に密着した種々の社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施する。支部及び青年部・女性部の協力のもと、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に応じた活動を推進する。

地域社会貢献活動で参加する地域イベント等の際には、可能な限り税の啓発活動を合わせて実施する。

- ②公開講演会・セミナー等の提供

2. 共益事業

(1) 福利厚生事業

- ①会員企業の福利厚生の支援、並びに財政基盤の強化のため、福利厚生事業の拡充に努めるとともに、厚生制度受託会社と連携し、各種共済制度の一層の普及、推進を図る。

- ②福利厚生制度収入

加入企業拡大キャンペーン“challenge100”のさらなる推進

(2) 会員交流事業

会員企業間の異なる分野の交流を図り、積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の繁栄につながる機会のを設ける。

(3) 会員増強事業

- ①組織の充実・強化は法人会活動の活性化に欠くことはできない。
- ②極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少が続いている。会員増強月間を設け、組織委員を中心として本会、支部、青年部、女性部会が一丸となって会員増強活動及び退会防止に努める。
- ③加入率50%の回復を中長期的目標として掲げ、早期達成を目指す。

(4) 支部活動の推進

各支部は、会員及び一般の方々ができるだけ多く参加できるよう配慮しつつ、各種研修会及び会員親睦活動等の諸事業を着実に実施する。また、税知識の普及、納税意識の高揚、税制の調査研究・提言に関する事業、並びに地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に推進する。

(5) 青年・女性部活動の推進

青年部・女性部会は、会員及び一般の方々ができるだけ多く参加できるよう配慮しつつ、各種研修会及び会員親睦活動等の諸事業を着実に実施する。また、税知識の普及、納税意識の高揚、並びに地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に推進する。

特に、青年部は青少年育成に、女性部は奉仕活動を積極的に進める。青年・女性部共に租税教室の実施。「税の絵はがきコンクール」の推進。

3. 管理部門事業

(1) 規程の整備

諸規程を総合的に整備する。

(2) 諸会議関係

総会、理事会、各委員会等の諸会議を計画的に開催する。

(3) 事務運営体制等の確立

- ①一層の体制整備を行うと共に、県法連、各単位会との連携強化に努める。
- ②研修会等に積極的に参加し、引き続き、執務上必要な知識の習得に努める。
- ③IT時代に対応したEメール、ホームページ等の積極的活用及び個人情報の管理の徹底を図る。

4. 収益事業

未実施

5. そ の 他

- ①関係外部機関との連携協調のため、国税局（税務署）、県、市等の行政庁並びに、関係諸機関との連携を一層密にする。
- ②当会において実施する事が必要と認める事業を実施する。
- ③マイナンバー取扱いの遵守

〔具体的事業計画〕

1. 公益目的事業

公1（税知識の普及事業等）

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
法人税・消費税申告説明会（年4回）	大田原地域職業訓練センター	本 会	
法人税・消費税申告説明会（年4回）	いきいきふれあいセンター	本 会	
法人税・消費税申告説明会（年4回）	西那須野商工会館会議室	本 会	
支部税制改正説明会	管 内 7 地区	本会・支部	
青年部税務研修会	大田原市	青 年 部	
女性部税務研修会	大田原市	女 性 部	
税務研修会（署長講話等）	大田原市	本 部	
支部税務研修会	管 内	支 部	
税を考える週間 啓蒙活動	管 内 7 地区	本会・支部	
租税教室	管 内 10小学校	青年・女性部	
税の絵はがきコンクール	管内小学校	女 性 部	
地域イベントにおける税の広報活動	管 内 7 地区	支 部	
ホームページにおける税情報の発信	大田原市	本 会	
広報紙による税情報の発信	大田原市	本 会	
税制改正提言活動	管 内	本 会	
税務等啓蒙普及冊子配布	管 内	本会・支部	
法人会 全国大会	鹿児島県（10月3日）	本 会	
青年の集い 全国大会	福井県（11月8日）	青 年 部	
女性フォーラム	広島県（4月18日）	女 性 部	
税制委員会	大田原市	本 会	
広報委員会	大田原市	本 会	
研修委員会	大田原市	本 会	

公2（地域企業貢献事業）

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
実務セミナー	管 内	本会・支部	
経営セミナー	管 内	本会・支部	
経営者向セミナー（事業承継）	管 内	本 会	
ホームページにおける経営情報の発信	大田原市	本 会	
インターネットセミナー	大田原市	本 会	

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
広報紙による経営情報の発信	大田原市	本 会	
経営等支援普及冊子配布	管 内	本会・支部	
研修委員会	大田原市	本 会	

公3（地域社会貢献事業）

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
公開講演会	大田原市	本 会	
赤十字献血運動	大田原市	本 会	
赤十字献血活動	黒磯地区・那須地区	黒磯・那須支部	
地域イベントへの参加協力	管 内	各 支 部	
ウォッシュクロス寄贈	管 内	女 性 部	
盲導犬育成支援募金活動	管 内	女 性 部	
新人卓球大会〔ルーキーズカップ〕	管内体育館	青 年 部	
研修委員会	大田原市	本 会	

2. 共 益 事 業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
役員懇親会（理事）	大田原市	本 会	
総会懇親会	大田原市	本会・支部	
支部役員懇親会	管 内	支 部	
青年部懇親会	大田原市	青 年 部	
会員親睦チャリティーゴルフ	管 内	本 会	
会員交流会（視察研修会）	管 内	本 会	
女性部視察研修会	未 定	女 性 部	
支部視察研修会	未 定	支 部	
支部青年部視察研修会	未 定	支 部	
支部女性部視察研修会	未 定	支 部	
厚生委員会	大田原市	本 会	
組織委員会	大田原市	本 会	

3. 法人会目的達成の（会議等）事業

事業名	開催地又は場所	実施担当	摘要
通常総会	大田原市	本 会	
理事会（年3回）	大田原市	本 会	
会計監査会	大田原市	本 会	
正副会長会議	大田原市	本 会	
総務委員会	大田原市	本 会	
組織委員会	大田原市	本 会	
事務担当者会議	大田原市	本 会	
支部役員会	管内	支 部	
青年部役員会	管内	支部・青年部	
女性部役員会	管内	支部・女性部	
支部全体会議	管内	支 部	
青年部全体会議	大田原市	青 年 部	
女性部全体会議	大田原市	女 性 部	

4. 関係団体・関係機関との連携事業

- ①全国法人会総連合
- ②関東信越法人会連絡協議会
- ③栃木県法人会連合会
- ④大田原税務署管内税務連絡協議会

令和 6 年度 収支予算書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法 人 会 計	本年度合計	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部						
i. 経常増減の部						
(i) 経 常 収 益						
1. 基本財産運用益	0	0	1,000	1,000	1,000	0
(1) 基本財産受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
2. 特定資産運用益	0	0	2,000	2,000	2,000	0
(1) 特定資産受取利息	0	0	2,000	2,000	2,000	0
3. 受 取 会 費	8,053,725	1,841,050	1,965,225	11,860,000	11,710,000	150,000
(1) 正会員受取会費	7,593,725	1,841,050	1,965,225	11,400,000	11,300,000	100,000
(2) 賛助会員受取会費	460,000	0	0	460,000	410,000	50,000
4. 事 業 収 益	120,000	750,000	0	870,000	1,150,000	△ 280,000
(1) 研修会事業収益	120,000	0	0	120,000	120,000	0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	50,000	0	50,000	30,000	20,000
(3) その他事業収益A	0	0	0	0	0	0
(4) その他事業収益B	0	700,000	0	700,000	1,000,000	△ 300,500
5. 受 取 補 助 金	10,209,900	0	200,000	10,409,900	10,351,100	58,800
(1) 全法連助成金	9,609,900	0	0	9,609,900	9,551,100	58,800
(2) 都道府県連補助金	600,000	0	200,000	800,000	800,000	0
6. 受 取 負 担 金	0	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0
(1) 総会等負担金	0	800,000	0	800,000	800,000	0
(2) 支部負担金	0	300,000	0	300,000	300,000	0
7. 受 取 寄 付 金	360,000	0	0	360,000	360,000	0
(1) 受取寄付金	360,000	0	0	360,000	360,000	0
8. 雑 収 益	340,000	100,000	602,000	1,042,000	1,042,000	0
(1) 受取利息	0	0	2,000	2,000	2,000	0
(2) 広告料収益	260,000	0	0	260,000	260,000	0
(3) 雑収益	80,000	100,000	600,000	780,000	780,000	0
経 常 収 益 計	19,083,625	3,791,050	2,770,225	25,644,900	25,716,100	△ 71,200
(ii) 経 常 費 用						
① 事 業 費	19,089,283	3,791,752		22,881,035	22,479,413	401,622
給 料 手 当	4,640,000	576,000		5,216,000	5,134,500	81,500
臨 時 雇 賃 金	362,500	45,000		407,500	489,000	△ 81,500
退 職 給 付 費 用	145,000	18,000		163,000	163,000	0
福 利 厚 生 費	725,000	90,000		815,000	815,000	0
旅 費 交 通 費	1,640,000	440,000		2,080,000	1,805,000	275,000
通 信 運 搬 費	1,432,500	261,000		1,693,500	1,548,000	145,500
減 価 償 却 費	5,658	702		6,360	7,138	△ 778
消 耗 品 費	1,095,750	24,300		1,120,050	1,098,200	21,850
修 繕 費	7,250	900		8,150	16,300	△ 8,150
印 刷 製 本 費	1,932,000	220,000		2,152,000	2,105,000	47,000
燃 料 費	21,750	2,700		24,450	16,300	8,150
光 熱 水 料 費	181,250	22,500		203,750	203,750	0
賃 借 料	580,000	72,000		652,000	652,000	0
リ ー ス 料	652,500	81,000		733,500	733,500	0
事 務 所 管 理 費	79,750	9,900		89,650	89,650	0
会 場 費	452,000	140,000		592,000	467,000	125,000
保 険 料	71,625	17,650		89,275	99,275	△ 10,000
諸 謝 金	2,040,000	15,000		2,055,000	2,230,000	△ 175,000
会 議 費	607,000	1,397,000		2,004,000	1,941,000	63,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法 人 会 計	本年度合計	前 年 度	増 減
委託費	330,000	0		330,000	320,000	10,000
事務委託費	797,500	99,000		896,500	978,000	△ 81,500
支払負担金	262,500	59,000		321,500	301,500	20,000
広告宣伝費	108,750	13,500		122,250	130,400	△ 8,150
渉外費	145,000	18,000		163,000	228,200	△ 65,200
表彰費	108,750	13,500		122,250	122,250	0
支払手数料	391,500	47,200		438,700	353,800	84,900
雑費	273,750	107,900		381,650	431,650	△ 50,000
② 管理費			5,679,469	5,679,469	5,598,246	81,223
給料手当			1,184,000	1,184,000	1,165,500	18,500
臨時雇賃金			92,500	92,500	111,000	△ 18,500
退職給付費用			37,000	37,000	37,000	0
福利厚生費			185,000	185,000	185,000	0
旅費交通費			735,000	735,000	735,000	0
通信運搬費			396,500	396,500	358,000	38,500
減価償却費			1,444	1,444	1,621	△ 177
消耗品費			61,950	61,950	62,800	△ 850
修繕費			1,850	1,850	3,700	△ 1,850
印刷製本費			415,000	415,000	405,000	10,000
燃料費			5,550	5,550	3,700	1,850
光熱水料費			46,250	46,250	46,250	0
賃借料			148,000	148,000	148,000	0
リース料			166,500	166,500	166,500	0
事務所管理費			20,350	20,350	20,350	0
会場費			120,000	120,000	120,000	0
保険料			15,725	15,725	15,725	0
会議費			1,170,000	1,170,000	1,140,000	30,000
事務委託費			203,500	203,500	222,000	△ 18,500
支払負担金			18,500	18,500	18,500	0
渉外慶弔費			200,000	200,000	180,000	20,000
諸会費			110,000	110,000	110,000	0
広告宣伝費			27,750	27,750	29,600	△ 1,850
渉外費			37,000	37,000	51,800	△ 14,800
表彰費			117,750	117,750	117,750	0
支払手数料			94,000	94,000	75,100	18,900
雑費			68,350	68,350	68,350	0
経常費用計	19,089,283	3,791,752	5,679,469	28,560,504	28,077,659	482,845
当期経常増減額	△ 5,658	△ 702	△ 2,909,244	△ 2,915,604	△ 2,361,559	△ 554,045
ii. 経常外増減の部						
(i) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,658	△ 702	△ 2,909,244	△ 2,915,604	△ 2,361,559	△ 554,045
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,658	△ 702	△ 2,909,244	△ 2,915,604	△ 2,361,559	△ 554,045
一般正味財産期首残高	50,475	△ 626,969	22,484,237	21,907,743	22,840,941	△ 933,198
一般正味財産期末残高	98,650	△ 725,641	22,403,568	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
II. 指定正味財産の部	0	0	0	0	0	0
III. 正味財産期末残高	△ 5,658	△ 702	△ 1,444	△ 7,804	21,907,743	△ 3,687,215

令和 7 年度

税制改正提言にかかるアンケート調査結果

令和7年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

(一社)栃木県法人会連合会

対 象：単位会会員

回答社数：502社

(注：回答社数と回答数計が異なるのは複数回答又は回答なしがあるため)

問1 【回答者の肩書】

あなたは法人会の役員ですか。

(1) 役員

(2) 役員以外

	(1)	(2)	計
回 答 数	267	235	502
割合(%)	53.2	46.8	100.0

役員と解答された方にお聞きします。本部役員（理事 監事）ですか。

(1) はい

(2) いいえ

	(1)	(2)	計
回 答 数	183	84	267
割合(%)	68.5	31.5	100.0

問2 貴社の業種と会社（業界）の最気の現状等についておたずねします。

イ 貴社の業種

- (1) 製造業 (2) 建設業 (3) 運輸業 (4) 卸売業 (5) 小売業 (6) 飲食業
(7) 観光・宿泊業 (8) (6)、(7) 以外のサービス業 (9) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回 答 数	108	142	4	41	48	4	17	94	44	502
割合(%)	21.5	28.3	0.8	8.2	9.6	0.8	3.4	18.7	8.8	100.0

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

(1) よくなった

(2) 変わらない

(3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	67	249	186	502
割合(%)	13.3	49.6	37.1	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

(1) よくなると思う

(2) 変わらないと思う

(3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	100	247	155	502
割合(%)	19.9	49.2	30.9	100.0

二 貴社の経営の状況についておたずねします。

新型コロナが5類に移行し、経済活動が本格的に再開されたものの、物価高や深刻化する人手不足など、経営環境に大きな影響を与える課題もありますが、貴社の業績は前年の事業年度と比較してどの程度の影響がありましたか。

- (1) コロナ以前の業績には戻っていない
- (2) コロナ以前の業績に戻った
- (3) コロナ以前の業績よりよくなった

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	260	177	65	502
割合(%)	51.8	35.3	12.9	100.0

問 3 【消費税】

昨年10月より適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）がスタートしましたが、貴社の対応状況等についておたずねします。

イ あなたの企業は適格請求書発行事業者ですか。

- (1) 適格請求書発行事業者である
- (2) 適格請求書発行事業者ではない（免税事業者である）

	(1)	(2)	計
回 答 数	486	16	502
割合(%)	96.8	3.2	100.0

ロ イで(1)と答えた方にお伺いします。

インボイス制度スタートによりどのような事務負担が増えましたか。

- (1) 取引先の免税事業者との取引条件の交渉・相談等の事務
- (2) 取引先等が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認作業
- (3) 取引先等から受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- (4) 会計帳簿や会計ソフトの入力事務
- (5) 社員への指導、研修会の開催等
- (6) 特になし

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回 答 数	44	133	117	107	17	68	486
割合(%)	9.1	27.4	24.1	22.0	3.5	14.0	100.0

ハ イで(2)と答えた方におたずねします。

今後、適格請求書発行事業者（課税事業者）になる予定はありますか。

- (1) 今後申請する予定である
- (2) 予定はない
- (3) わからない

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	0	12	4	16
割合(%)	0	75.0	25.0	100.0

二 その他「インボイス制度」に関して、ご意見やご要望があればお書きください。

- ・インボイス制度は面倒臭いので、廃止してほしい。
- ・小規模な業者は商齢者も多いので、わかりやすくしてほしい。
- ・やる必要があるのか意味がわからない。
手間と仕事が増えただけで、経済活動に支障をきたしていると思う。
- ・インボイスへの対応ソフトにお金がかってしまった。
- ・担当者の知識不足を補う必要あり。
- ・大きな会社によってはネットを探っていき適格請求書等をプリントアウトしなければならず、大変手間がかかる。
- ・消費税はしっかりとった方が良いです。その上で国は、年2回ではなく毎月請求すべきです。半年に1回だから、払うのが大変な方が多いのではないかと思います。同様に、国はもっと動くべきです。
- ・業務作業が増え、ソフトやシステムの改良費用がかかったが、弊社側にメリットがない。
- ・経理の負担が増えた分、何か（減税等）で補填してほしい。
- ・インボイスの確認、入力作業など面倒な事務手間が発生し、事務員を増員しなければならなくなった。
- ・この制度は実質増税と認識しています。かつ、企業側での事務量やシステム対応等の業務負担や資金負担も増加しており、移行後一定期間を経過したときに対応を見直して欲しい。
- ・インボイス制度への対応のためだけ、日本中で無駄に労力や費用が浪費されている。
事業者は一律10%で統一してくれたほうが面倒がなくてよかった。
- ・事務・経理の負担が大きすぎ、事務処理・確認作業等が面倒になり通常業務が滞る。
- ・事務処理に多大な日数と労力が費やされるようになった。
公共工事の一般労務費を見直してもらいたい
- ・事務負担がかなり増えており、生産性が悪くなった。できればやめてほしい。もしくは軽減措置を増やすなどし、効率的に処理できるようにしてほしい。
- ・生産性が上がり負担が大きいのだから今からでも制度の見直しをしてもらいたい
- ・余計な対応を迫られて大変迷惑している、税務署がきちんと管理できると思えない。
- ・制度はあるべきだが、会計処理がかなり負担になっている
- ・全般的にインボイス対応関連業務が増えている。恐らく当社だけでなく多くの企業でも同じ状況かと思われるので、今後は現場をよくヒヤリングして負担があまりかからない仕組みを考えて欲しい。
- ・通常取引であれば従来からの課税事業者の納税額は変わらないのに、事務負担だけが増えることになった。税制度はもっと簡素であるべきと考えます。
- ・必要以上の事務処理が発生していて、残業等が増加している。
- ・会計ソフトへの入力、取引先の確認作業の手間が増えたので元に戻して欲しい。
- ・対象が広範囲かつ詳細で作業が増えるため負担が多く感じる。簡略化や改正を求める
- ・登録事業者等の確認作業や対応ソフトの導入等、負担が増えただけでメリットが全く無い。
- ・相手先から、書式を指定され、処理が、煩雑。
- ・インボイス制度導入は税率の変更無しの増税と理解している。
- ・小規模事業者への対応が必要と考える
- ・零細企業は困っている
- ・将来的に継続されるものか疑問

- ・全体的に登録番号等の確認が必要な書類種別が曖昧
- ・消費税納税回収の負担を民間に押し付けるものだと感じている
- ・インボイス登録していない業者の分の消費税負担に不満
- ・課税事業者として、免税事業者の扱いをどうにかして欲しい。
- ・中小企業の課税の方向性は良いと思います
- ・適格要件を満たさない領収書を受け取った場合、消費税をこちらで負担しなくてはならないのはおかしいのではないかな。
- ・煩雑で、実質増税になっている。また、個別業者への説明をちゃんと責任を持って公共機関がやらないのは怠慢だと考える。
- ・不公平税制極まりない。
- ・免税業者であっても預かった消費税は納めるべき !!!
- ・制度自体見直してほしい
- ・免税事業者があること自体、おかしい。全員から消費税をとればすむこと
- ・免税事業者との取引をする際の注意点、会計処理方法等をもっと明確にわかりやすくしていただきたい。
- ・免税事業者への対応が困難
- ・取引先がインボイス対応業者かのチェック、未対応業者への説明に時間を取られる
- ・複数税率をやめればよい
- ・一律、10%にすればいい。
- ・単一税率では税率表記は不要にして欲しい
- ・税率を一律にして、インボイス制度を配信する。
- ・一人親方などの扱いに関して、弊社にとっては重要な戦力でもあり、今後の客先などの動向も注視し、彼らを排除するような事にならないよう対処したい。
- ・何事にも予備と言う物は必要だと思う。見積書や請求書、契約書の控え等は日常的に使っている。それなのにインボイス制度では「電子請求書があれば『紙で保存してはいけない』と、何かあった時の予備を「違法」としている。PDF等の以前であれば修正不可と言われたデータも、修正可能になっている。これが電子のみの保存になった時、そのデータの信憑性としても不安が残る。
- ・消費税の正しい納税のためには必要
- ・難しくない制度なのにCMなどで不安を煽りすぎている。
- ・会計士に任せているので内部では何も変わらないです
- ・小規模で融通の利く良いお店がインボイスを登録していないという理由で淘汰されてしまう可能性があるのは残念。
- ・なぜ今更このような制度にして多くのシステム改善、人件費を増やし、当該部署を増やし経済にブレーキをかけるのか理解できない。

ホ インボイス制度のほか、消費税全般について、見直しが必要と思われる方にお尋ねします。
どのような項目の見直しが必要と考えますか。（複数選択可）

- (1) 複数税率の見直し（税率の一本化）
- (2) 基準期間制度の見直し
- (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し
- (4) 二重課税の廃止（揮発油税、酒税など）

- (5) 税率の引き上げ
- (6) 税率の引き下げ
- (7) その他
- (8) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回 答 数	276	32	107	227	11	175	17	68	913
割合(%)	30.2	3.5	11.7	24.9	1.2	19.2	1.9	7.4	100.0

へ ホで「その他」と回答された方におたずねします。具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・もっと簡略化の税制にしないと、税制を理解した人だけ得する制度になっている。毎年、税制変わり過ぎで理解出来ない。
- ・ルールが煩雑になってしまっており、対応に賞用がかかる。間接コストの無視は大変困る。
- ・電車代など交通費の精算時のインボイスの処理
- ・税金支払いが多く、購入しづらい
- ・税目が多すぎる。税目の見直しが必要
- ・福祉目的での消費税増税のはずだが、増税分の使い道が分からない。
- ・免税制度は無くすべき。
- ・税率が高い
- ・税の使い方、配分等
- ・税金の使用用途を明確にし、無駄を省く。税金の配分の仕組みを変える
- ・消費税の使用用途である、社会福祉や教育等の割合を高くすることで、国民の理解が得られるようにすれば、今後、多少引き上げをしても受け入れられるだろう。
- ・ガソリンの二重課税に対応するべき。大手石油会社の業績が右肩上がりなのは補助金が消費者負担軽減につながっているというよりは、石油会社にただお金をばら撒いているだけという結果に見える。
- ・政治家の裏金に対する課税
- ・まずは税制度に登録しないという選択はあってはいけない。
- ・実質賃金が上昇するまで（1年以上）消費税0％に減税
- ・1千万円以下の者の20％納税制度の無期限延長とする。3万円以下の帳簿控除方式。各種届出の期限の見直しによる延長。

問 4 【賃上げ税制関係】

政府は、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを促すため、賃上げ税制を拡充・強化する措置を講じていますが、賃上げについて貴社の今後の対応等についておたずねします。

イ 賃上げ促進税制はご存じですか。

- (1) 内容をよく理解している
- (2) 制度があることくらいは知っている
- (3) 知らない

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	51	332	119	502
割合(%)	10.2	66.1	23.7	100.0

ロ 貴社の賃上げの取組状況についておたずねします。

- (1) 税制措置が講じられなくとも、賃上げを実施する予定である
- (2) 税制措置が講じられたことを機に賃上げを実施している
- (3) 税制措置が拡充・強化されたので次年度から賃上げする予定である
- (4) 賃上げを実施するか、現在検討中である
- (5) 賃上げを実施する予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回 答 数	194	27	17	179	85	502
割合(%)	38.6	5.4	3.4	35.7	16.9	100.0

ハ 「ロ 貴社の賃上げの取組状況についておたずねします。」で(2)「賃上げを実施している」又は(3)「次年度から賃上げを実施する予定である」と答えた方におたずねします。賃上げの内容は次のいずれですか。(複数回答可)

- (1) 定期昇給
- (2) ベースアップ
- (3) 賞与・一時金の支給
- (4) 新卒者の初任給の増額
- (5) 再雇用者の賃金の増額

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回 答 数	25	19	15	6	2	67
割合(%)	37.3	28.4	22.4	9.0	3.0	100.0

二 賃上げ促進税制全般についてご意見があれば、お聞かせください。

- ・この程度では、賃上げ促進策としては弱い。
- ・零細企業での十分な賃上げは大変厳しいです。
- ・促進税制制度で控除があっても、賃上げによる管理費の増加分を賄うことは難しい。
- ・中小企業が恩恵を受けられる制度が望ましい
- ・下請業者になるほど賃上げは難しい。
- ・財政状況の苦しい会社が賃上げ出来る施策を検討頂きたい。
- ・賃上げしたいが社会保険料の負担額が大きく苦しい。
- ・零細企業の実情をもう少し政府は理解して欲しい。
- ・控除率が5%になったから賃上げせよ…賃上げ分の負担が重くのしかかる中小企業にはさらなる税金緩和対策を講じるべきである。
- ・対象となる給与等支給額では仕事量で変わってしまう。昇給率にしてもらい努力を評価してもらいたい。
- ・エネルギーコストが従来より大きくなっている現在、特に中小企業については対策が十分とはいえない。
- ・前年度と今年度の全体の金額で考えるため、退職等により人数が減り全体の支払額が減ると、個々人の給与をUPしても前年度の支払額を超えることができないため、適用されない。
人が減っても個々人の給与が規定以上UPしているなら適用されるように修正して欲しい。
- ・大企業が記録的な賃上げに動いているため、物価の動向は上がり傾向が続くことは確実である。従って、弊社社員の給与は実質下げ傾向となり、何とかして賃上げを実現しなければなら

らないが、大きな困難を伴う。

- ・賃上げに際して、社会保険料（社会保険制度）についてもご議論いただきたい。
- ・物価高騰もあり、出来れば賃上げは実施したいと思っている。しかし一番価格修正が通らなかったのが行政案件であり、コロナ前の収益に戻る為の障害になっている。
- ・計画通り実施出来るように努力していきます
- ・賃上げすると、一度上げてしまうとなかなか下げられない。中小企業は業績が悪くなったときに、対応が難しくなる
- ・賃上げできるのは業績の良い企業で、力のない中小企業はできない。税制は競争力のない中小企業に優遇すべきである。
- ・物価高で中小企業は賃上げしたくとも出来ない状態。しかし、賃上げしないと従業員は集まらず、経営難となる状況。大企業との格差、社会的格差がより一層広がると思う。
- ・賃上げをする目的などの理由で物価がまた上昇していることを考えると中小企業などは賃上げを実施できるまでにはまだまだ時間がかかると思われる。

令和9年3月31日までに開始できればいいですが…

- ・中小企業及び地域における企業への税率の緩和（都市部との給与の格差増大が見込まれ、就職先も減少傾向で、結果地方離れが顕著となっている）。多くの中小企業は賃上げどころではない様子。1,000万円以下のインボイスによる廃業も起こっている。
- ・民間企業における経済競争の現実をどのように把握されているのかが疑問です。
- ・得意先からの単価上昇（見直し）等が無い限り、中小企業は利益の持ち出しで賃上げしなくてはならない。
- ・賃上げ出来る体力がある企業（内部留保のある大企業）向けの政策ですね。
- ・税額控除率が低い。30%⇒50%、40%⇒60%控除とインパクトを持たせた効果を
- ・要件の支給額が前年比1.5%以上増加とあるが、退職者が多い年は比較にならないのではないか
- ・大手企業は賃上げ出来るが、弊社の様な小規模事業者は、そもそも売上げ自体を上向きにするのが大変なのであり、売手側に強く価格転嫁が出来る様な制度を作ってほしい。

ホ 賃上げ促進税制以外で中小企業向けの税制で特に要望したい項目について、以下より3つ以内で選んでください。

- (1) 法人税の中小企業者の軽減税率の特例（15%）のさらなる引き下げ
- (2) 建物等の減価償却制度の定率法の対象拡大、償却期間の短縮化
- (3) 役員給与の損金算入要件の緩和（定期同額給与の規定廃止、役員賞与の損金算入など）
- (4) 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制のさらなる拡充
- (5) 交際費課税の損金算入枠の拡大
- (6) 社会保険料の企業負担の軽減
- (7) 固定資産税負担の軽減措置
- (8) 納税猶予にかかる延滞税の免除
- (9) その他
- (10) よくわからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	計
回答数	141	72	165	156	36	308	130	17	2	35	1,062
割合(%)	13.3	6.8	15.5	14.7	3.4	29.0	12.2	1.6	0.2	3.3	100.0

へ ホで(9)「その他」と回答された方に伺います。どのような税制が必要か、具体的に記載してください。

- ・インボイス制度に登録しない事業者との取引（主に中小）は企業の税負担が増し、取引の見直しや価格交渉は下請法や独禁法に抵触するおそれがある。価格転換が進まない下請事業者は本税制により淘汰されてしまう。謂れのない税負担を強いられている現状がある。
- ・中小企業の事業承継に関する税の緩和。アメリカ・イギリス・フランス・ドイツのように、存続が容易になるように変更をしてほしい。わが国と諸外国における事業承継税制の制度比較（財団法人全国法人会総連合参照）のこと。
- ・小手先の改革ではなく、抜本的な改革が必要です。

問5【社会保障制度】

コロナが昨年5月に第5類感染症に変更されましたが、今後最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか。2つ以内で選んでください。

- (1) 年金
- (2) 高齢者医療や介護
- (3) 子ども・子育て支援
- (4) 雇用の確保や失業対策
- (5) 生活保護
- (6) 健康の保持・増進

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回 答 数	247	162	286	191	9	109	1,004
割合(%)	24.6	16.1	28.5	19.0	0.9	10.9	100.0

問6【財政の健全化】

将来世代への負担先送りを回避するために「プライマリーバランスの黒字化」などの「財政の健全化」の観点から「賢い支出」が求められていますが、財政健全化への将来像が明確ではありません。現在を生きる私たちの行動の選択が、次の世代へと引き継がれ、将来の人たちに大きな影響を与えることになります。このような状況下において、今後、どのように財政健全化を進めていくべきかおたずねします。

イ わが国の財政は先進国の中でも突出して悪化しております、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) その他（具体的なご意見があれば、お聞かせください。）

	(1)	(2)	(3)	計
回 答 数	107	354	41	502
割合(%)	21.3	70.5	8.2	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・まずは不要な歳出を防ぎ、無駄な議員の定員削減を大幅・早急に行う。
- ・国会運営や国会議員等の経費削減を強化した歳出削減
- ・国会議員の脱税問題や給与の問題（支給多すぎ）、そもそもの議員の人数が多すぎることなど

先にできることは山積みだと思う。

- ・まずは国会議員の裏金問題を解決する。国会議員が税金をしっかりと納めること
- ・国、県、市町村の大幅な議員削減
- ・国会議員の定数削減
- ・政治家に対する抜本改正が急務（政治家政党に対する税金の支出を社会保障費に）
- ・国会・地方議員の人数削減と国民に見えない支出を減らす。
- ・具体的で明確な歳出削減、国会議員の削減、国会議員手当のカット、いずれも現行の50%
- ・政治家の税金優遇の廃止
- ・PBの黒字化は間違いであることを認識する。また、いわゆる赤字国債の発行が特例法でなくともできるように財政法第4条を見直す。
- ・PB目標の廃止。財政健全化するための経済成長を促す積極財政の実施
- ・プライマリーバランスを黒字化しようとして、さらに経済を悪化させている。
- ・歳出削減が急務。議員、公務員他、税金で生計を立てる詳細を、もっと分析、公表すべき。
- ・国債を柔軟に活用し、歳入の自然増で対応。
- ・歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はプラス成長になってからするもの。
- ・歳出削減は当然のことであり、なおかつ国会議員数の削減をはじめ政治改革も含めて進めていただきたい。
- ・積極財政及び規制緩和、将来世代への積極投資によりインフレ誘導し、財政健全化を目指す。歳出削減と歳入の自然増の根拠がわからない。
- ・無駄な歳出の削減。無駄な補助金・助成金が多すぎる。NPO法人などが行っている福祉活動は役所が行うべき。
- ・税金として還流できる歳出を増額する
- ・歳出の内容の大幅な見直し。今、必要なものに重点を移す。
- ・増税もやむ無しだが、その前に歳出の見直し（無駄遣いを無くしてほしい）。
- ・まずは無駄な支出をなくす歳出削減を実施すべき。それでも足りない分については、増税やむなし。
- ・歳出削減で実施すべき。今後ますます労働者人口の減少が見込まれる。
- ・歳出削減は、まだまだできると思う。効果のあまりない補助金などが多すぎると思う。
- ・大企業・輸出企業への増税
- ・利益の出ている大企業に増税する
- ・大企業の税制特例処置の縮小。
- ・よく分からない。結局なんだかんだ言っても、役人や政治家が自分たちの権益を守るために国を動かしているんだろう、と見えてしまう。我々が、月300円の手数料を節約するために必死に苦勞していても、一方では何億という金額を動かして平然としている一。何もかもが変で、理解しがたい。
- ・長期的視点で税制他多方面から考える
- ・円建てでの国債発行につきなら問題ないと認識している。むしろ、必要分野（教育や先端産業への投資など）には積極的に財政出動すべき。ただし、無駄な支出や国益を害することにつながる支出を抑えるべき。
- ・インボイス制度の導入や社会保険料の増額等実質増税と思われることも増えている。正直支払っている税金が有効に利用されているかも分からない。物価も上昇している中で、中小企業において多少の賃上げはあっても現状の生活は厳しい状況が続いている。むしろ一定期間

消費税を減税して消費を刺激するなどの景気対策は検討出来ないか。

ロ コロナ禍では感染症対策として大規模な財政出動がなされましたが、その財源である赤字国債の返済のための増税計画はいまだ明確ではありません。今後、何が必要だと考えますか。

- (1) 使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の検証が必要である
- (2) 財政出動した支出の十分な検証が必要である
- (3) 欧米諸国のように「暫定的な消費税引き下げ」等の税制面での効果的・機動的な対策が検討されるべきである
- (4) その他（具体的なご意見があれば、お聞かせください。）

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回 答 数	294	110	84	14	502
割合(%)	58.6	21.9	16.7	2.8	100.0

上記 (4)「その他」の具体的な意見

- ・政治家・公務員（民間委託を増やす）を半分に人員削減
- ・人口が減ってるのに政治家の人数が減らないのはなぜ？まずはここからでしょう
- ・やるべきことを先延ばしにせず、具体的な取り組みの計画を発表することぐらい出来ないのか。
- ・国会議員の歳費削減と使途不明金の解明
- ・自民党政権の間違った政策からの終息
- ・増税ありきの財務省の解体または再構成。
- ・赤字国債は返済する必要がある。
- ・予算であっても、不要なものは削減し、残す概念で使用する。

ハ 現在、自民党派閥パーティ収入の政治資金収支報告書不記載を巡る問題から、使い道を明らかにしないでよい「政策活動費」の扱いなどの問題について議論がされています。政治団体は、寄附やパーティなどで集めた収入は原則として課税されない（非課税）こととされており、そのほか政党交付金や旧文通費も非課税で領収書不要・資金使途自由となっています。そこでこれらについてお尋ねいたします。（複数回答可）

- (1) 政治資金の収入不計上（不記載）は、収支報告書の訂正だけではなく、法令を改正し、罰則を強化すべきである。
- (2) 公平の原則から政治家・政治団体の収入の非課税は廃止すべきである
- (3) 政治家・政治団体の領収書不要、資金使途自由は廃止すべきである
- (4) その他（具体的なご意見があれば、お聞かせください。）

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回 答 数	340	339	350	16	1,045
割合(%)	32.5	32.4	33.5	1.5	100.0

上記 (4)「その他」の具体的な意見

- ・世襲廃止
- ・変更不要
- ・脱税でしかない

- ・対象か対象外かを問わずすべて申告すべき
- ・政治団体も一般企業と同じく1円からの会計が当たり前でしょう。
- ・納税の義務は全国民に課せられた義務であり、議員が優遇されることは理解できない。
- ・党派閥とかではなく、国会議員全て見直しが必要です。
- ・参議院の廃止。その他の議員も相応の数でいいと思います。
- ・インボイス等で庶民をいじめ、自分たちはしたい放題である。
- ・国会議員の定数削減をはじめ諸特別待遇制度の廃止の議論をしていただきたい。
- ・内閣官房参与に対する政策活動費に対しても早急に明確化必要
- ・政治家も経営者も金が必要な時もある。あまり締め付けすぎるのも良くないと思う。
透明性のある制度があれば良い。
- ・普通の企業と同じような対応をとるべきなので、当たり前のことをしてほしい。
政治家は特別扱いされていることを自覚してほしい。
- ・仕事の付き合いから選挙のたび、自民党をお願いする事が多かったが、今の自民党であれば、
次回の選挙でのお願いが出来なくなるのではと危惧しています。
- ・この問題だけではなく、あらゆる規制の拡充ではなく、不正をした本人の罰則を強化すべき
と考えます。そうでなければ、不正をせず、誠意をもってやっている方達が、どんどんやり
にくく、そのために費やされる時間、経費等、悪循環をたどる事になっていると思います。
そうした背景の能力差により、今の精神的疾患の増、貧富の差の拡大にも影響しているよう
にも思えます。

問7【事業承継税制】

イ 中小企業の事業承継を促進するため、10年間の特例措置（納税猶予制度の拡充：全株式を対象に納税猶予割合が100%）を講じています。この特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を提出する必要がありますが、この特例措置を活用していますか。

- (1) 活用して「特例承継計画」を提出した
- (2) 活用する予定である
- (3) 活用しないで事業承継する又はした
- (4) 事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回 答 数	17	101	141	243	502
割合(%)	3.4	20.1	28.1	48.4	100.0

ロ 事業承継税制の特例承継計画の提出期限が2027年12月まで延長されることになりましたが、事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1) 現行で十分である
- (2) 特例措置の本則制定または延長を求める
- (3) 欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな
制度の創設を求める
- (4) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回 答 数	60	108	166	168	502
割合(%)	12.0	21.5	33.1	33.5	100.0

問8【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】

改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。

個人所得課税

- ・減税
- ・課税率の引き下げ
- ・税率軽減・控除額の増加
- ・6月の定額減税は、年末調整を2回やるようなもの
- ・6月に定額減税が行われるが内容が複雑すぎてよく分からない。
- ・マイナンバー制度との連携。IT化。
- ・ひと1人がどんな課税が課せられているのかを分かりやすくすべき
- ・子育て世帯、多子世帯の減税
- ・子供の大学学費や寮の費用は所得控除出来る様にして欲しい。
- ・子供手当が出ているので扶養に入れないのはおかしいと思います。
子育て中の人の税負担が変わらないのは制度のトリックのように感じます。
- ・今の時代に合った税の見直しが必要であると思います。
- ・年金生活者から金を取るな
- ・年金の控除拡大をはじめ、年金に対する税負担の軽減を図っていただきたい。
- ・個人課税を廃止し消費税に組込む
- ・税制度で個人より法人の方が優遇されている
- ・定額減税事務の負担が多すぎる。他の減税方法はないのか
- ・年収2,000万程度までは税率を下げ、超富裕層の税率を上げる
- ・定額減税処理の企業負担が大きい
- ・所得が多い人の税率をもっと高く、少ない人はもっと低くするべきだと思う。
- ・所得税のほかに消費税、ガソリン税、不動産取得税、固定資産税 etc あまりにも税金の取りすぎ。
- ・付けたしの様な税制改正を行うのではなく先を考えた増税と説明が計られるべき。
- ・収入により税金を上げるのは手っ取り早いですが、やられている方はたまったものではない
- ・税率の引き下げ。
従業員給与を昇給させても税率が下がらなければ従業員給与の手残りが変わらない為
- ・定額減税の進め方について、国民に対してアピールが下手だと思う
- ・個人所得税、及び、法人課税の税率を下げ、法人課税の計算で、800万円以上、以下の金額、相当額の税率の引き下げと細分化。
- ・厚生年金の年金額が減少し、逆に国民健康保険税、介護保険、後期高齢者等の支払が増加し厳しい生活である。今後、厚生年金額が更に減少されると社会保障頼みとなろう。
更に、生活困窮者が古い建物を相続しても解体資金の捻出が困難となることも考えられる。

法人課税

- ・減税
- ・引き上げ
- ・現行のままで良い
- ・日本は税金の種類が多すぎる。
- ・今の時代に合った税の見直しが必要であると思います。
- ・税率の引き下げ。税率が高い為、従業員給与へ転換しづらい

- ・法人税は減税、経費算入の見直し。（プライベートの支出の厳格な見直し）
- ・仕組みのシンプル化
- ・マイナンバー制度との連携。IT化。
- ・大企業と中小企業との課税格差が少ない
- ・大企業の税率は高くてもいいのでは。
- ・大企業の優遇措置を下げる
- ・中小法人に対する減税を推し進めるべき
- ・大企業の法人税率をもっと上げるべき、内部留保が増えるばかりである。消費税の増税で法人税減税分を補っており、個人消費支出が減ってGDPが全く成長しない国になってしまった。
- ・いくら売り上げを伸ばしてもその分納税してしまうと、疲れだけが残る
- ・会社規模で課税の割合を変えるべき
- ・投資する為の自社への減税を優遇する改正や予算を講じる。
- ・就職も大企業に偏る傾向が顕著となり、地方では低賃金から人材確保が困難であり、年々弱体化となる。特に、退職金は都市部では高額、地方は未支給が多いことから都市部に偏る。都市部と地方（中小企業）の法人税率の配慮もいかがでしょう。

資産課税

- ・減税
- ・税率軽減
- ・税制の見直しが必要
- ・収益を生む訳でないので課税は腑に落ちない
- ・現行のままで良い
- ・年金生活者から住む家に税金かけるな
- ・負の資産に課税は無くして欲しい。
- ・固定資産税など高すぎる。海外に移住する気持ちがわかる。
- ・土地の固定資産税を半分にしたい。
- ・地籍調査を徹底
- ・今の時代に合った税の見直しが必要であると思います。
- ・支払が困難になる程の課税はそもそも変である
- ・特に、際立った富裕層への税率等での課税の強化（全世界同時の実施）
- ・マイナンバー制度との連携。IT化。
- ・建物の評価額が異常に高い。建物の償却に連動させるべきである。
- ・住宅資金の贈与枠の拡大、民主党政権時の2,000万円ぐらいにして欲しい。
- ・遺産相続による不要資産（収益の無い土地等・使い道の無い土地）は収益を得ていなければ無税にしてほしい。収益のある土地に関しては良いと思う
- ・法人でも個人でも可処分所得で資産を購入しているのに、さらに購入した資産に課税することはおかしいと思う
- ・固定資産税は、地方の格差が大きすぎると思います。
首都圏ならまだしも、地方では評価額と税額が見合っていないと思います。

消費課税

- ・大減税

- ・増税すべき
- ・軽減税率を廃止 一本化
- ・公平な税負担
- ・消費税の廃止。
- ・半額にしてほしい
- ・５％までさげる
- ・税率を下げて、一律の課税にして欲しい（８％）。
- ・世界的に考えると安いようには感じる。
- ・一定期間消費減税を検討して欲しい。
- ・８％、１０％の区分は無い方が良く、また、免税事業所も無い方が良いのでは？
- ・課税の公平性と会計事務の軽減を図っていただきたい。
- ・消費者の購入意欲を促進すべく、限定的に下げるべき
- ・生活必需品と嗜好品の税率を明確に分ける
- ・日用品などの課税を下げ、消費を増やす方が税収が上がると考えられる
- ・免税業者の廃止（預かった消費税は納める）。
- ・ガソリン税等、税金の二重課税を無くしてほしい。
- ・今の時代に合った税の見直しが必要であると思います。
- ・複数の税率は事務作業が煩雑なため何とかしてほしい
- ・インボイス制度の根本的な見直し。マイナンバー制度との連携。IT化。
- ・税率の引き下げ、軽減税率の廃止、二重課税解消すべきである。
- ・ガソリン税などとの二重課税はやめてほしい。また、インボイス制度は事務負担がかなり大きいので廃止してほしい。または事務負担を軽減する措置をとってほしい。経済的弱者にとって大きな負担となっているため、食品や生活必需品への課税は廃止するなどしてほしい。
- ・とにかく消費税は一時的に廃止するか、５％以下の単一税率にして、最気を引き上げなければならない。公正な競争を阻害する特定の業種への補助金も廃止する。
- ・一定金額以上の高級品と呼ばれる物（車、腕時計 宝飾品、絵画・骨董類、酒類等）の税率は高くしてもいいのではないかと思う。
- ・基本収入がある者は原則課税すべきである。
本来は例外なく、また高額の商品は物品税的な税率があってしかるべきと考える。
- ・税率が上がったのに社会保険料が上がっている。社会保険料の負担がかなり大きく負担である。
- ・日本式インボイスで可能ではないですか。1,000万円以下へのインボイス課税で廃業者が出ている。1,000万円以下は20％課税や簡易な10％課税でいかがですか。

問9【地方税関係】

イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は負担感が高く抜本的な見直しが必要と言われております。

見直すべき項目を2つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の意評価方法を見直す
- (3) 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す

- (4) 免税点を引き上げる
 (5) 申告時期を決算時期に合わせる
 (6) その他（具体的な意見があれば、お聞かせください。）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回 答 数	156	193	290	82	49	15	785
割合(%)	19.9	24.6	36.9	10.4	6.2	1.9	100.0

ロ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

事業税

- ・やむを得ない。
- ・税率引き下げ
- ・地方税がそもそもよくわからない
- ・固定資産税がとても負担です。

住民税（県・市・個人・法人）

- ・定年退職後収入が減るにもかかわらず、前年の収入で課税されるのは変更をして欲しい。
- ・個人及び法人とも、低所得者の税率を軽減する。
- ・必要である税金だが、過疎化が進む地域の住民税を上げるのは軽率である
- ・減税して欲しい。
- ・収入によって、納税額が変わるのは分かるが、現状の世帯状況を考慮しても良いのではないかと感じる事が多い。所得が低い人でも高級な車や身に着ける品を多数所持している人を見かけるが、不自然さが拭えない。ひとり親世帯はなぜにあんなに優遇されるのか理解が出来ない。
- ・高齢化が進む都市とそうでない都市との税率が違いすぎるため益々若者が住み着かない

固定資産税

- ・軽減出来ればありがたい
 - ・路線価価格を見直すべき
 - ・地籍調査を徹底する。
 - ・この税が障壁となり投資を押さえさせている
 - ・古い建物の固定資産税が高すぎる。
 - ・建物は地震等により劣化が早いので現状に合った評価をして欲しい。
 - ・固定資産税が経営上大きな負担となっています。軽減或は廃止を希望します。
 - ・もう少し考えてもらわないと、次世代を担う若者は、地方には残らないと思う
 - ・実際に建物は価値が毎年落ちているのに固定資産税が高すぎる。建物への税率は検討して欲しい。
 - ・法律改正で5年間水田が耕作しない土地は農地でなく、補助金が出なくなり、即今までの借地人は赤字になることから放棄します。返還されても機械はなく、水路も確保できない地形で途方にくれます。また、農地は現在販売するにも、昭和52年頃反当り300万～400万円であった農地が現在は10万円程度です、調整区域で農家も購入してくれませんが、維持費は大分掛かります。
- 農地の評価は、国、県、市それぞれ評価する際には、検討ください。

- ・古い家屋に対する固定資産税が高すぎる。一方で建物が建っている土地は特別措置で安くなるので特定空家の法律があるにせよ、解体しての再利用が進まない。空家の解体を含めた再利用が出来る法整備をお願いしたい。

都市計画税

- ・税率引き下げ
- ・見直すべき
- ・結局、税収を上げるだけの税制度と思える
- ・わかりにくい税制である。本来は住民税で賄うべきと思う。

償却資産税

- ・よくわからない
- ・減税して欲しい。
- ・廃止、若しくは見直しを希望します。
- ・事業用資産に税金（地方税）がかかるのはやめてほしい
- ・償却資産への課税は設備投資が進まなくなる恐れがある為、廃止すべき。

事業所税

- ・減税して欲しい。
- ・事業税に一本化する。税収を増やすためにあるようなもの。
- ・売上や利益のバランスを考えて欲しい。税金の為に継続が困難になる。
- ・都会と田舎でしよう、田舎復興のために努力している会社は何故賦課しますか。

決議事項

第1号議案 令和5年度事業報告について

令和5年度事業報告

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

概 況

令和5年度は、公益法人として適正な事業活動を目指しながら内容の充実等に努めてまいりました。税のオピニオンリーダーとして「税制改正に関する提言」を国や地方自治体に提出しました。

また、期限内完納推進については会報紙に掲載するなど啓蒙に努めました。税の啓蒙活動「税を考える週間」PR等を企画、各支部のイベント等で配布しました。

そして、法人会活動の基盤である組織の拡大においても、休業法人の見直しの実施や関係諸団体様のご協力を得ながら新規会員の獲得に向け努力を重ねてまいりました。しかしながら、長引く景気停滞の中、休業業等による退会も多く、残念ながら当初を下回る結果となっております。

地域社会貢献の柱である公開講演会は、公益社団化10周年記念公開講演会を12月24日に、「歌う海賊団ッ！ ファミリーコンサート」を開催しました。最高のクリスマスプレゼントを届けることが出来ました。

女性部と青年部が協力して、小学6年生を対象とした「租税教室」を10校実施いたしました。女性部では、「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式を開催し、タオルを社会福祉協議会へ寄贈し、盲導犬育成募金を届けてきました。また青年部では、卓球「ルーキーズカップ」を開催いたしました。支部活動では赤十字献血協力、本会でも赤十字献血協力等多々実施しました。

また、会員企業の福利厚生の実施のため、受託会社との連携により普及・推進を図ってまいりました。

国の地方創生を掲げた政策も世界的な不況と情勢不安の中では、なかなか効力を発せず、法人会を取り巻く環境も厳しさを増すばかりですが、「健全な経営、正しい納税、社会貢献」をテーマにさらなる発展に努めてまいりますので、会員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。以下令和5年度事業報告と致します。

1. 組 織

(1) 会員の異動状況報告

摘 要 支部名	本年度末現在 (令和5年3月31日)			期 間 中 異 動			本年度末現在 (令和6年3月31日)		
	法人数	会員数	加入割合	会員数	会員数	会員数	法人数	会員数	加入割合
大田原支部	792	346	43.7%	10	16	△ 6	810	340	42.0%
黒 磯 支 部	1,321	441	33.4%	8	20	△ 12	1,355	429	31.7%
西那須野支部	749	357	47.7%	4	17	△ 13	778	344	44.2%
那 須 支 部	540	194	35.9%	3	6	△ 3	564	191	33.9%
黒 羽 支 部	191	94	49.2%	1	4	△ 3	193	91	47.2%
塩 原 支 部	178	80	44.9%	1	3	△ 2	181	78	43.1%
湯津上支部	56	24	42.9%	0	1	△ 1	56	23	41.1%
合 計	3,827	1,536	40.1%	27	67	△ 40	3,937	1,496	38.0%

(2) 役員の状況 (令和6年3月31日現在)

役 職 名	人 数	備 考
会 長	1	
副 会 長	7	
常 任 理 事	14	

役 職 名	人 数	備 考
理 事	33	
監 事	4	
計	59	

2. 個別事業開催の状況

(1) 公益目的事業

公1-1 (税知識の普及に関わる事業)

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 4月13日～14日	女 性 部	全法連女性フォーラム愛媛大会	愛 媛 県		3名
4月20日	青年部・女性部	租税教室講師勉強会	大 田 原 市		13名
4月26日	女 性 部	税務研修会「教えて！電子帳簿保存法」	那須塩原市		22名
5月 8日	女 性 部	租税教室【黒磯小学校】児童数44名	那須塩原市		3名
5月11日	湯津上支部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	大 田 原 市		7名
5月11日	黒 羽 支 部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	大 田 原 市		23名
5月12日	青 年 部	租税教室【川西小学校】児童数26名	大 田 原 市		3名
5月12日	那 須 支 部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	那 須 町		20名
5月17日	西那須野支部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	那須塩原市		42名
5月19日	女 性 部	租税教室【蛭田小学校】児童数14名	大 田 原 市		3名
5月23日	青 年 部	税務研修会	那須塩原市		17名
5月24日	塩 原 支 部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	那須塩原市		14名
5月26日	黒 磯 支 部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	那須塩原市		32名
5月30日	青 年 部	租税教室【両郷中央小学校】児童数8名	大 田 原 市		3名
6月 1日	大田原支部	税務研修会（電子帳簿保存法について）	大 田 原 市		28名
6月 2日	青 年 部	租税教室【親園小学校】児童数23名	大 田 原 市		3名
6月13日	女 性 部	租税教室【黒羽小学校】児童数16名	大 田 原 市		3名
6月16日	青 年 部	租税教室【鍋掛小学校】児童数34名	那須塩原市		5名
6月20日	女 性 部	租税教室【奥沢小学校】児童数14名	大 田 原 市		4名
6月26日		決算期別説明会・インボイス説明会（塩原地区）	那須塩原市		2名
6月27日		決算期別説明会・インボイス説明会（黒磯地区）	那須塩原市	11名	5名
6月29日	女 性 部	租税教室【南小学校】児童数50名	那須塩原市		4名
6月30日		決算期別説明会・インボイス説明会（大田原地区）	大 田 原 市	9名	5名
7月 6日	青 年 部	租税教室【大山小学校】児童数126名	那須塩原市		4名
9月 5日		決算期別説明会・インボイス説明会（黒磯地区）	那須塩原市	6名	8名
9月 7日		決算期別説明会・インボイス説明会（西那須野地区）	那須塩原市	6名	3名
9月 8日		決算期別説明会・インボイス説明会（大田原地区）	大 田 原 市	1名	7名
10月20日		新設法人説明会	大 田 原 市	6名	3名
11月21日		年末調整説明会	大 田 原 市	10名	23名
11月21日		税務研修会（電子帳簿保存法について）	大 田 原 市	7名	25名
12月 5日		決算期別説明会（黒磯会場）	那須塩原市	8名	2名
12月 6日		決算期別説明会（西那須野会場）	那須塩原市	1名	6名
12月 8日		決算期別説明会（大田原会場）	大 田 原 市	7名	1名
R6年 1月31日		黒磯支部令和5年度新春研修会	那須塩原市		22名
3月 6日		決算期別説明会（西那須野会場）	那須塩原市	7名	1名

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
3月 7日		決算期別説明会（黒磯会場）	那須塩原市	4名	2名
3月 8日		決算期別説明会（大田原会場）	大 田 原 市	6名	4名
3月22日		署長講話	大 田 原 市		37名

公1-2（納税意識の高揚に関わる事業）

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 8月29日		編集会議	大 田 原 市		6名
9月28日	女 性 部	【税に関する絵はがきコンクール】審査会	大 田 原 市		10名
10月26日	女 性 部	【税に関する絵はがきコンクール】表彰式会議	大 田 原 市		8名
11月14日		納税表彰式	大 田 原 市		8名
11月16日		【税に関する絵はがきコンクール】表彰式	大 田 原 市	30名	11名
R6年 2月5日～15日		大田原市役所2階で「税に関する絵はがきコンクール」応募作品展示	大 田 原 市		3名
2月16日～ 3月15日		大田原税務署確定申告会場で「税に関する絵はがきコンクール」応募作品展示	大 田 原 市		

公1-3（税の研究調査・提言に関わる事業）

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 4月		全法連税制改正アンケート実施	管 内		30名
5月19日		税務連絡協議会事務局会議	大 田 原 市		1名
6月21日		税務連絡協議会総会	大 田 原 市		2名
7月27日	女 性 部	女性部研修会【署長講話】 「相続税・贈与税を巡る最近のトピックス」	那須塩原市		14名
8月 3日		税制委員会会議	大 田 原 市		10名
8月23日		税務連絡協議会会議	大 田 原 市		1名
11月 4日		築和生国会議員へ税制改正提言書お届け	大 田 原 市		2名
11月21日		大田原市長へ税制改正提言書お届け	大 田 原 市		5名
11月27日		那須町長へ税制改正提言書お届け	那 須 町		3名
12月 7日		那須塩原市長へ税制改正提言書お届け	那須塩原市		5名
R6年 3月		県法連税制改正アンケート実施	管 内	52名	33名

公2（地域企業貢献事業）

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 6月 9日		第11回通常総会記念講演会【草場寛子氏】	大 田 原 市		51名
8月4日		研修委員会会議	大 田 原 市		8名
8月8日		広報委員会会議	大 田 原 市		6名
8月29日		編集会議	大 田 原 市		6名
10月24日		チャリティーゴルフ大会（塩原カントリー）	那須塩原市		34名
12月15日		研修委員会会議	大 田 原 市		10名

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R6年 3月14日	女 性 部	女性部健康セミナー 「がんに備えるために必要なこと」	那須塩原市	10名	26名
3月19日		青年部経営支援セミナー	那須塩原市		17名

公3 (地域社会貢献事業)

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 8月26日	青 年 部	ルーキーズカップ【卓球】生徒数約200名	大 田 原 市		5名
10月17日	那 須 支 部	那須支部献血	那 須 町	50名	
11月17日		公開講演会役割分担会議	大 田 原 市		6名
12月24日		公益10周年記念公開講演会	大 田 原 市	695名	23名
R6年 2月 2日	女 性 部	ウォッシュタオルを大田原市社会福祉協議会へ寄付	大 田 原 市		2名
3月 1日		盲導犬育英募金お届・防災訓練体験	宇 都 宮 市		8名
3月18日		献血運動 (大田原県税事務所会場にて)	大 田 原 市	57名	

(2) 収益事業

休止

(3) 共益事業

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 7月 3日		正副会長会議	大 田 原 市		9名
7月20日		塩原支部 親睦研修旅行	東 京 都		14名
7月25日		厚生委員会議	大 田 原 市		10名
10月 6日		正副会長、青年部・女性部長会議	大 田 原 市		10名
10月8日～9日		那須支部親睦研修旅行	福 島 県		10名
11月13日		賀詞交換会打合せ会議	大 田 原 市		1名
11月24日		厚生・組織会議	大 田 原 市		17名
12月 6日		西那須野支部女性部研修旅行	日 光 市		9名
12月 7日		金融機関へ会員勧奨巡り	大田原市・那須塩原市・那須町		3名
12月 8日		正副会長会議	那須塩原市		8名
1月 5日		正副会長、青年部・女性部長会議	大 田 原 市		10名
1月 5日		北栃木新春賀詞交換会	大 田 原 市		4名
1月23日		女性部視察研修会	東 京 都		23名
2月 8日		大田原支部視察研修会	東 京 都		13名
3月15日		正副、青年・女性部長、総務委員会議	大 田 原 市		10名

(4) 法人会目的達成の(会議等)事業

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
R5年 4月18日	女 性 部	女性部役員会議	大 田 原 市		12名

年 月 日	区 分	事 業 名	開催地等	一般	会員
4月21日		西那須野支部女性部役員会議	那須塩原市		6名
4月26日	女 性 部	女性部全体会議	那須塩原市		25名
5月11日	湯津上支部	湯津上支部全体会議	大 田 原 市		7名
5月11日	黒 羽 支 部	黒羽支部全体会議	大 田 原 市		18名
5月12日	那 須 支 部	那須支部全体会議	那 須 町		15名
5月16日		理事会	大 田 原 市		32名
5月17日	西那須野支部	西那須野支部全体会議	那須塩原市		39名
5月18日	青 年 部	青年部役員会議	大 田 原 市		16名
5月23日	青 年 部	青年部全体会議	那須塩原市		16名
5月24日	塩 原 支 部	塩原支部全体会議	那須塩原市		14名
5月26日	黒 磯 支 部	黒磯支部全体会議	那須塩原市		34名
6月 1日	大田原支部	大田原支部全体会議	大 田 原 市		28名
6月 9日		正副会長、青年部・女性部長会議	大 田 原 市		10名
6月 9日		第11回通常総会	大 田 原 市		93名
6月26日	西那須野支部	西那須野支部役員会議	那須塩原市		11名
7月11日	西那須野支部	西那須野支部女性役員会議	那須塩原市		5名
7月14日	那 須 支 部	那須支部役員会議	那 須 町		9名
7月19日		総務委員会	大 田 原 市		6名
7月19日		第 1 回支部運営検討分科会	大 田 原 市		7名
7月24日	青 年 部	青年部役員会議	那須塩原市		11名
7月27日	女 性 部	女性部役員会議	那須塩原市		14名
8月 7日	西那須野支部	西那須野支部役員会議	那須塩原市		10名
8月25日	黒 磯 支 部	黒磯支部役員会議	那須塩原市		10名
9月12日		第 2 回支部運営検討分科会	大 田 原 市		7名
10月 6日		理事会	大 田 原 市		33名
11月 2日		第 3 回支部運営検討分科会	大 田 原 市		6名
12月12日	湯津上支部	湯津上支部臨時全体会議	大 田 原 市		7名
12月13日	黒 羽 支 部	黒羽支部臨時全体会議	大 田 原 市		7名
12月19日		第 4 回支部運営検討分科会	大 田 原 市		6名
R6年 2月 7日		事務担当者会議	大 田 原 市		8名
3月22日		理事会	大 田 原 市		32名

(5) 県連・全法連・局連関係事業

年 月 日	行 事 名	開 催 地	一般	会員
R5年 4月13日～14日	女性フォーラム	愛 媛 県		3名
4月18日	全法連) 税制常任委員会	東 京 都		1名
4月21日	県連) 福祉厚生制度キックオフ会議	宇 都 宮 市		5名
4月21日	県連) 事務局長会議	宇 都 宮 市		1名

年 月 日	行 事 名	開 催 地	一般	会員
5月17日	県連) 総務委員会	宇 都 宮 市		1名
5月18日	全法連) 税制常任委員会議	東 京 都		1名
5月25日	県連) 正副会長会議	宇 都 宮 市		1名
5月25日	県連) 理事会	宇 都 宮 市		2名
6月 6日	全法連) 税制常任委員会議	東 京 都		1名
6月22日	県連) 総会	宇 都 宮 市		6名
6月22日	県連) 臨時理事会	宇 都 宮 市		6名
6月23日	県連) 女性部会長会議	宇 都 宮 市		1名
6月28日	全法連) 税制常任委員会議	東 京 都		1名
7月 4日	全法連) 税制常任委員会議	東 京 都		1名
7月26日	県連) 新役員研修会	宇 都 宮 市		4名
7月26日	全法連) 総務委員会議	東 京 都		1名
8月18日	県連) 事務局会議	宇 都 宮 市		2名
8月21日	県連) 青年部会長会議	宇 都 宮 市		1名
8月22日	局連) 総会	埼 玉 県		1名
9月 6日	県連) 総務委員会議	宇 都 宮 市		1名
9月 8日	県連) 研修委員会 (台風の影響で延期)			
9月11日	県連) 広報委員会	宇 都 宮 市		1名
9月13日	県連) 厚生委員会議	宇 都 宮 市		1名
9月14日	県連) 税制委員会議	宇 都 宮 市		1名
9月14日	県連) 事務局会議	宇 都 宮 市		2名
9月26日	県連) 組織委員会議	宇 都 宮 市		1名
9月28日	県連) 組織委員会議	宇 都 宮 市		1名
9月29日	県連) 会員研修会	宇 都 宮 市		10名
10月18日	全法連) 全国大会	群 馬 県		2名
10月24日	県連) 理事会	宇 都 宮 市		2名
10月31日	県連) 女性部会議	宇 都 宮 市		1名
11月 7日	局連) 女性部合同セミナー	宇 都 宮 市		9名
11月10日	全法連) 全国青年の集い	山 形 県		4名
11月20日	県連) ラジオCM放送	宇 都 宮 市		1名
11月28日	県連) 国税局長講演会	宇 都 宮 市		6名
12月 1日	局連) オンライン事務局セミナー			1名
12月11日	県連) 局長会議	宇 都 宮 市		1名
1月23日	全法連) 賀詞交換会	東 京		2名
2月14日	全法連) 税制セミナー	オンライン		2名
2月15日	県連) 税制委員会	宇 都 宮 市		1名
2月20日	県連) 国税局との協議会	宇 都 宮 市		1名
3月 1日	県連) 広報委員会	宇 都 宮 市		1名

年 月 日	行 事 名	開 催 地	一般	会員
3月 4日	全法連) 事務局セミナー	東 京 都		2名
3月 5日	県連) 広報委員会	宇 都 宮 市		1名
3月 8日	県連) 広報委員会	宇 都 宮 市		1名
3月14日	県連) 広報委員会	宇 都 宮 市		2名
3月18日	県連) 理事会	宇 都 宮 市		1名
3月25日	県連) 正副会長会議	宇 都 宮 市		1名
3月25日	県連) 理事会	宇 都 宮 市		2名

(6) 外部関係機関

年 月 日	行 事 名	開 催 地	一般	会員
R5年 6月 7日	間税会総会			1名
6月16日	租税教育推進協議会定期総会			1名

3. 広 報

1) 会報の発行

項 目	部 数	期 日	会 報 内 容	備 考
第114号会報	2,500部	令和5年7月	通常総会、支部総会、決算書、青年部・女性部・税務署・税理士コーナー、支部だより、会員の窓等	12ページ
第115号会報	2,500部	令和5年9月	署異動と挨拶、理事会、会員の窓、支部活動、税務署・税理士コーナー、女性部等	10ページ
第116号会報	2,000部	令和6年1月	新年の挨拶、公開講演会、社会貢献活動、税務署・税理士コーナー、税の作文、寺子屋等	14ページ

2) 全法連「ほうじん」年4回配布

4. 地域社会貢献活動

*本会の地域社会貢献活動は、青年部・女性部が主体となって実施しております。

*青年部は青少年育成に重点を置き活動しております。

*女性部は奉仕活動と租税教育に重点を置いております。

那須赤十字病院へのウォッシュクロス（木綿の布）寄贈は平成9年から始まりましたが、コロナ収束後も、布の使用を控えているので、辞退したいと申し出があったため、社会福祉協議会へ寄贈しました。

*盲導犬育成協力一円募金活動も17年度から実施しており、今年も届けに行ってきました。

*19年度より「租税教育」活動を実施、令和5年度は管内小学校10校を対象に、女性部・青年部で協力して「租税教室」を開催しました。一緒に勉強する参加の授業ですので大変好評です。

いずれも継続事業として実施致しております。

5. 税制改正提言

地元選出国會議員、管内市町長・議会議長・議員・教育長に税制改正並びに行財政改革の提言書を届けました。

6. 厚生関係 福利厚生制度加入状況

1) 大同生命保険会社

・経営者大型保障制度	加入法人数 261 社	加入率 17.7 %
・保障金額	173 億600 万円	収入保険料 3 億1,505 万円

2) AIG 損害保険会社

・ビジネスガード	加入法人数 311 社	新規加入法人数 21 社
・保険料	1 億185 万4,100 円	

3) アフラック

・ガン保険	加入法人数 185 社	加入件数 413 件
・医療保険制度 (EVER)	加入法人数 87 社	加入件数 159 件

7. 職員に関する事項

令和6年3月31日現在

職	氏 名	就 職 年 月 日	担 当 業 務	備 考
事 務 局 長	北 川 弘 子	平成28年4月1日	管理運営に関する業務	
事務局職員	木 下 ト シ	平成30年10月1日	一般事業に関する業務	

事業報告附属明細書

令和5年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要事項」に該当するものではありません。

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金	5,658,601	7,103,116	△ 1,444,515
流 動 資 産 合 計	5,658,601	7,103,116	△ 1,444,515
2. 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	8,123,031	8,123,031	0
基 本 財 産 合 計	8,123,031	8,123,031	0
(2) 特 定 資 産			
退 職 給 付 引 当 資 産	1,800,000	1,400,000	400,000
周 年 行 事 引 当 資 産	500,000	1,700,000	△ 1,200,000
財 政 調 整 引 当 資 産	4,000,000	5,000,000	△ 1,000,000
特 定 資 産 合 計	6,300,000	8,100,000	△ 1,800,000
(3) その他固定資産			
構 築 物 品	63,791	71,595	△ 7,804
什 器 備 品	1	1	0
その他固定資産合計	63,792	71,596	△ 7,804
固 定 資 産 合 計	14,486,823	16,294,627	△ 1,807,804
資 産 合 計	20,145,424	23,397,743	△ 3,252,319
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	124,896	0	124,896
未 払 法 人 税 等	0	90,000	△ 90,000
流 動 負 債 合 計	124,896	90,000	34,896
2. 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	1,800,000	1,400,000	400,000
固 定 負 債 合 計	1,800,000	1,400,000	400,000
負 債 合 計	1,924,896	1,490,000	434,896
III 正味財産の部			
1. 基 金			
基 金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代 替 基 金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
一 般 正 味 財 産 合 計	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
(うち基本財産への充当額)	(8,123,031)	(8,123,031)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(4,500,000)	(6,700,000)	(2,200,000)
正 味 財 産 合 計	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	20,145,424	23,397,743	△ 3,252,319

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[141]	[161]	[△ 20]
基本財産受取利息	141	161	△ 20
特定資産運用益	[174]	[154]	[20]
特定資産受取利息	174	154	20
受取会費	[10,402,510]	[10,712,300]	[△ 309,790]
正会員受取会費	10,402,510	10,380,300	△ 337,790
賛助会員受取会費	360,000	332,000	28,000
事業収益	[681,000]	[241,000]	[440,000]
会員親睦事業収益	589,000	213,000	376,000
その他の収益事業	92,000	28,000	64,000
受取補助金等	[10,905,100]	[10,949,100]	[44,000]
受取県連補助金	1,094,000	694,500	399,500
受取全法連助成金	90,000	150,000	△ 60,000
受取全法連助成金振替額	9,551,100	9,720,600	△ 169,500
受取全法連補助金	170,000	384,000	△ 214,000
受取負担金	[780,000]	[747,800]	[32,200]
受取負担金	294,000	355,000	△ 61,000
総会受取負担金	486,000	392,800	93,200
受取寄付金	[360,000]	[360,000]	[0]
受取寄付金	360,000	360,000	0
雑収益	[811,996]	[932,400]	[△ 120,404]
受取利息	66	80	△ 14
雑収益	581,930	712,320	△ 130,390
広告料収益	230,000	220,000	10,000
経常収益計	23,940,921	23,942,915	△ 1,994
(2) 経常費用			
事業費	[22,200,438]	[20,408,365]	[1,792,073]
給料手当	5,168,525	5,070,930	97,595
臨時雇賃金	0	81,500	△ 81,500
退職給付費用	1,004,895	163,000	841,895
福利厚生費	827,518	819,047	8,471
事務委託費	888,432	888,432	0
会議費	2,285,174	2,093,150	192,024
旅費	2,490,053	2,075,915	414,138
通信運搬費	1,599,476	1,461,832	137,644
減価償却費	6,360	7,138	△ 778
消耗品費	657,376	804,933	△ 147,557
印刷製本費	1,911,201	2,105,812	△ 194,611
燃熱水料	33,285	16,654	16,631
光熱水料	214,888	248,443	△ 33,555
賃借料	613,767	613,767	0
保険料	147,144	133,482	13,662
諸謝金	1,457,070	977,197	479,873
租税公課	163	1,630	△ 1,467
支払負担金	300,510	180,560	119,950
支払寄付金	0	420,000	△ 420,000
支委会託場費	346,600	118,800	227,800
会費	414,220	320,940	93,280
広告宣伝費	214,115	273,405	△ 59,290
表彰費	95,090	151,810	△ 56,720
入管理料	803,184	809,434	△ 6,250
事務所管理費	22,422	23,294	△ 872
支払手数料	440,277	331,465	108,812
雑費	258,693	215,795	42,898

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管 理 費	[5,517,698]	[4,378,548]	[1,139,150]
給料手賃金	1,173,224	1,151,070	22,154
臨時雇賃	0	18,500	△ 18,500
退職給付費用	228,105	37,000	191,105
福利厚生費	187,842	185,920	1,922
事務委託費	201,668	201,668	0
会議費	1,782,173	912,570	869,603
旅費	103,292	103,877	△ 585
通信費	147,475	112,439	35,036
減価償却費	1,444	1,621	△ 177
消耗品費	47,371	58,175	△ 10,804
印刷製本費	97,306	89,020	8,286
燃料費	7,554	3,781	3,773
光熱水料	48,777	56,395	△ 7,618
賃借料	139,321	139,321	0
保険料	31,358	30,300	1,058
租税公課	37	370	△ 333
諸会費	103,400	87,350	16,050
支払負担金	13,690	13,690	0
支託場費	248,018	274,108	△ 26,090
委員会費	302,550	205,400	97,150
広報伝費	22,385	34,595	△ 12,210
広報費	302,000	171,000	131,000
渉外費	0	185,000	△ 185,000
表彰費	10,236	9,490	746
理事料	182,318	183,738	△ 1,420
事務手数料	5,089	5,287	△ 198
支払手数料	95,893	72,146	23,747
雑費	35,172	34,717	455
経常費用計	27,718,136	24,786,913	2,931,223
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,777,215	△ 843,998	△ 2,933,217
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,777,215	△ 843,998	△ 2,933,217
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
未払法人税戻入	[90,000]	[0]	[90,000]
経常外収益計	90,000	0	90,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	90,000	0	90,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 3,687,215	△ 843,998	△ 2,843,217
法人税、住民税及び事業税	[0]	[89,200]	[△ 89,200]
当期一般正味財産増減額	△ 3,687,215	△ 933,198	△ 2,754,017
一般正味財産期首残高	21,907,743	22,840,941	△ 933,198
一般正味財産期末残高	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	[9,551,100]	[9,720,600]	[△ 169,500]
受取全法連助成金	9,551,100	9,720,600	△ 169,500
一般正味財産への振替額	[△ 9,551,100]	[△ 9,720,600]	[169,500]
一般正味財産への振替額	△ 9,551,100	△ 9,720,600	169,500
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
Ⅳ 正味財産期末残高	18,220,528	21,907,743	△ 3,687,215

正味財産増減計算書内訳表

公益社団法人大田原法人会

公益事業費率 63.3%

自：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公 益 事 業 会 計		小 計	収 入	収 益 事 業 等 会 計		法人会計	合 計
	公 1	公 2			他 1	小 計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	141	141
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	141	141
受取会費	2,521,929	1,157,190					174	174
正会員受取会費	2,161,929	1,157,190					644,532	10,402,510
賛助会員受取会費	360,000						644,532	10,042,510
事業収益	92,000	0					0	360,000
研修事業収益	92,000	0					0	681,000
会員親睦事業収益	0	0					0	92,000
その他収益事業	0	0					0	589,000
受取補助金等	7,334,000	500,000					0	0
受取県連補助金(連動)	6,500,000	500,000					520,000	10,905,100
全法連補助金	0	2,551,100					0	9,551,100
県連補助金	834,000	0					90,000	90,000
その他の補助金	0	0					260,000	1,094,000
受取負担金	0	0					170,000	170,000
総会等負担金	0	0					0	780,000
支部負担金	0	0					486,000	486,000
受取寄付金	0	0					294,000	294,000
雑収益	230,000						0	360,000
受取利息	0	0					581,996	811,996
広告収益	230,000	0					66	66
雑収益	0	0					0	230,000
経常収益計	10,177,929	1,657,190	17,533,415	0	4,660,663	4,660,663	1,746,843	23,940,921
(2) 経常費用								
経常費用	10,181,597	1,657,385						
臨時費用	2,980,622	158,544	17,539,073	0	4,661,365	4,661,365	0	22,200,438
退職給付厚生料	579,510	30,825	0	0	0	0	0	5,168,525
福利厚生委託費	477,219	25,384	893,925	0	110,970	110,970	0	0
事業委託費	512,347	27,253	736,136	0	91,382	91,382	0	1,004,895
交通費	242,354	215,403	790,323	0	98,109	98,109	0	827,518
通信費	795,340	38,959	702,670	0	1,582,504	1,582,504	0	888,432
減価償却費	1,113,553	131,800	1,017,717	0	1,472,336	1,472,336	0	2,285,174
消耗什器備品	3,668	195	1,471,779	0	127,697	127,697	0	2,490,053
消耗品	0	0	5,658	0	702	702	0	1,599,476
印刷費	461,002	6,402	0	0	0	0	0	6,360
製本費	1,257,088	109,401	589,331	0	68,045	68,045	0	0
燃料	19,195	1,021	0	0	0	0	0	657,376
水料	123,923	6,592	1,863,863	0	47,338	47,338	0	0
借料	353,952	18,827	29,609	0	3,676	3,676	0	1,911,201
保険料	79,666	4,238	191,158	0	23,730	23,730	0	33,285
謝金	110,000	571,570	545,989	0	67,778	67,778	0	214,888
税	94	5	131,889	0	15,255	15,255	0	613,767
公担金	134,780	1,850	1,457,070	0	0	0	0	147,144
負担金	0	46	145	0	18	18	0	163
寄付金	0	0	183,650	0	116,860	116,860	0	300,510
託場費	41,026	65,000	0	0	0	0	0	0
宣伝費	56,870	132,374	346,600	0	0	0	0	346,600
彰表	26,003	3,025	414,220	0	0	0	0	414,220
		1,383	203,225	0	10,890	10,890	0	214,115
			40,111	0	54,979	54,979	0	95,090

[illegible]

財務諸表に対する注記及び附属明細書

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定率法で減価償却をしている。

なお、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については残存価格を廃止し、耐用年数経過時点において備忘価格の1円を残して全額償却する方法を採用している。また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、平成19年度税制改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価格の5%まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価格の1円を残して均等償却する方法を採用している。耐用年数及び残存価額については、主として法人税法における基準と同一の基準によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は事務局職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（当期末自己都合要支給額）に基づいた金額を計上している。

(3) 消費税等会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基 本 財 産				
定 期 預 金	8,123,031	0	0	8,123,031
小 計	8,123,031	0	0	8,123,031
特 定 資 産				
退 職 給 付 引 当 資 産	1,400,000	400,000		1,800,000
財 政 調 整 引 当 資 産	5,000,000	0	1,000,000	4,000,000
周 年 行 事 引 当 資 産	1,700,000	0	1,200,000	500,000
小 計	8,100,000	400,000	2,200,000	6,300,000
合 計	16,223,031	400,000	2,200,000	14,423,031

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基 本 財 産				
定 期 預 金	8,123,031	—	(8,123,031)	—
小 計	8,123,031	—	(8,123,031)	—
特 定 資 産				
退 職 給 付 引 当 資 産	1,800,000	—	—	(1,800,000)
財 政 調 整 引 当 資 産	4,000,000		(4,000,000)	—
周 年 行 事 引 当 資 産	500,000		(500,000)	—
小 計	6,300,000	—	(4,500,000)	(1,800,000)
合 計	14,423,031	—	(12,623,031)	(1,800,000)

4. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給与引当金	1,400,000	400,000		0	1,800,000

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 格	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構 築 物 (広告塔・2基)	720,000	656,208	63,791
什 器 備 品			
会 議 テ ー ブ ル ・ 椅 子	420,000	419,999	1
計	1,140,000	1,076,207	63,792

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	記載区分
補助金 県連補助金	一般社団法人 栃木県法人会 連合会	0	1,094,000	1,094,000	0	指定正味 財産増減 の部
助成金 全法連助成金	公益財団法人 全 国 法 人 会 総連合	0	9,551,100	9,551,100	0	指定正味 財産増減 の部
助成金 全法連助成金	公益財団法人 全 国 法 人 会 総連合	0	260,000	260,000	0	指定正味 財産増減 の部
計		0	10,905,100	10,905,100	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	10,905,100
目的達成による振替額	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

公益社団法人大田原法人会

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	預 金	普通預金		5,658,601
		足利銀行大田原支店	運転資金として	5,627,311
		栃木銀行大田原西支店	運転資金として	31,158
		大田原信用金庫本店営業部	運転資金として	132
【流動資産合計】				5,658,601
(固定資産) 基本財産	預 金	定期預金		
		足利銀行大田原支店	法人の管理運営の用に供する財産で運用益を管理費の財源に使用している	4,123,031
		栃木銀行大田原西支店		500,000
		大田原信用金庫本店		2,800,000
		那須信用組合大田原支店		300,000
		那須信用組合黒磯支店		400,000
	【基本財産合計】			8,123,031
特定資産	周年行事引当資産	栃木銀行大田原西支店	職員に対する退職金の支払いに備えた預金	500,000
	退職給付引当資産	栃木銀行大田原西支店		1,800,000
	財政調整引当資産	足利銀行大田原支店		1,000,000
		大田原信用金庫本店		2,500,000
		栃木銀行大田原西支店		500,000
	【特定資産合計】			6,300,000
その他固定資産	構 築 物	構築物（広告塔）	(共有財産) うち公益目的保有財産 70.5%	63,791
	什 器 備 品	什 器 備 品 (会議用椅子・テーブル)	うち法人の管理運営の用に供する財産 29.5%	1
	【その他の固定資産合計】			63,792
固定資産合計				14,486,823
資産合計				20,145,424
(流動負債)	未 払 金	社会保険料・NTT	月末が休日のため、4月1日となった	124,896
		流動負債合計		
(固定負債)	退職給付引当金	職 員 分	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	1,800,000
固定負債合計				1,800,000
負債合計				1,924,896
正味財産				18,220,528

監 査 報 告 書

公益社団法人大田原法人会

会長 大 橋 保 殿

令和6年5月14日

公益社団法人大田原法人会

監 事 駒 場 善 一 ⑩

公益社団法人大田原法人会

監 事 高 田 修 一 ⑩

公益社団法人大田原法人会

監 事 小 板 橋 博 幸 ⑩

公益社団法人大田原法人会

監 事 荻 原 秀 幸 ⑩

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務執行状況及び計算書類を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、財務諸表並びに収支計算書の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認めます。

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 当社団が別途保管しております。

令和6年度感謝状・表彰状授与者名簿

1. 大田原税務署長感謝状

2. 大田原法人会長感謝状・表彰状

(1) 功労者感謝状

(順不同・敬称略)

会 社 名	氏 名	支 部 名
公 益 社 団 法 人 大 田 原 法 人 会	北 川 弘 子	

(2) 会長表彰状

(順不同・敬称略)

会 社 名	氏 名	支 部 名
(株) 商 美 社	佐 藤 正 勝	黒羽湯津上支部
(株) タ カ ダ	高 田 修 一	西 那 須 野 支 部
(株) パ ン ・ ア キ モ ト	秋 元 義 彦	黒 磯 支 部
(株) 白 井 石 材	白 井 伸 雄	那 須 支 部
(株) 館 林 工 業	館 林 貴 之	黒羽湯津上支部
宮 勝 林 業 (株)	宮 澤 栄 子	西 那 須 野 支 部

(3) 会長感謝状

(順不同・敬称略)

会 社 名	氏 名	支 部 名
(株) 塩 原 ゴ ル フ 倶 楽 部	堀 越 三 津 夫	塩 原 支 部
(有) プ ラ ン ニ ン グ オ フ ィ ス ワ ン	坂 内 昭	大 田 原 支 部
高 塩 技 研 工 業 (株)	高 塩 竜 太	塩 原 支 部

(4) 会員加入勸奨功績感謝状

(順不同・敬称略)

会 社 名	氏 名	支 部 名
(株) 栃 木 銀 行		全 店 統 括
(株) 足 利 銀 行		全 店 統 括
大 同 生 命 保 険 (株) 宇 都 宮 支 社		那 須 営 業 所

(5) 福利厚生推進表彰

(順不同・敬称略)

事 業 所 名	氏 名	所 属 名
大 同 生 命 保 険 (株) 宇 都 宮 支 社	郡 司 佐 知 子	那 須 営 業 所
ひ と み 保 険 事 務 所 (株)	人 見 勝 彦	
アフラック 宇都宮支社 (募集代理店)	足 利 不 動 産 (株)	